

「三重県立学校体育施設使用料条例（仮称）」案に対する意見募集結果

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	(3) 使用料 (使用料案)	<ul style="list-style-type: none"> ・本県は、他県並みの使用料にしているようでは、財政上耐えられないです。 ・トレーニング場使用料を一人一回 100 円徴収するなら、運動場や体育館の使用料も上げるべきでしょう。 ・運動場使用料の妥当な金額は、野球チームの人数から一人 100 円を徴収し、1,800 円前後となるでしょう。 ・体育館使用料の妥当な金額は、バレーチームの人数から一人 100 円を徴収し、1,200 円から 1,800 円前後となるでしょう。 ・和洋を問わず格闘技は対戦を前提としているため、200 円が妥当でしょう。 	<p>本条例は、スポーツ振興の機運や推進計画を踏まえ、県立学校体育施設利用者の方々に使用料をご負担いただくことにより、老朽化した備品や用具の更新、ルール改正に対応した器具の整備、暑さ対策を含めた環境整備を図り、県立学校体育施設の利用者が良好な環境でスポーツに親しめることを目的としています。このため、使用料については、県内市町や他県の学校体育施設および県営体育施設の使用料を参考に、体育施設の規模等を考慮して設定いたしました。</p>
2	2 使用料の 用途	<ul style="list-style-type: none"> ・体育設備の修繕や備品の更新、消耗品の補充でぎりぎりの財政状況の中、「等」の一文字は削除してください。 	<p>ニュースポーツに対応したコートの整備や備品の新規購入なども想定されることから、「等」としましたが、使用料は、専ら利用者のスポーツ環境整備に充当することとしています。</p>
3	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・今、ある高校で夜に体育館で練習している。コート2面のうち、1面を使用しており、隣が扇風機やタイマーなど電気料金がかかる機材を使っている。こちらが電気を使用しない場合でも、電気料金を支払わないといけないのか。 	<p>利用者に負担いただいている電気料金については、照明設備の電力使用量のみを対象としており、今後も扇風機やタイマーなどの機材については電気料金の対象としないこととしています。</p>